

車検証閲覧アプリの使い方(スマートフォン) (OSS申請)(概要編)

国土交通省 物流・自動車局
自動車情報課
令和7年4月

改訂履歴

項番	改定日	改定内容
1	令和6年7月	初版制定
2	令和6年10月	お知らせのページを削除（Androidについても車検証閲覧アプリを用いてOSS申請等が可能となったため、AndroidによるOSS申請はできない旨のお知らせ（スライド）を削除）
3	令和7年4月	<ul style="list-style-type: none">・項番1.1 OSS申請（スマートフォン）についての画像を差し替え・項番1.2 (ア)申請状況を確認する①に軽自動車及び二輪自動車については、サービス対象外である旨を追記・項番1.5 添付書類のオンライン提出手順（スマートフォン）を追加

目次

1. 1 OSS申請（スマートフォン）について
1. 2 OSS申請の登録手順（スマートフォン）
 - (ア) 変更登録を行う
 - (イ) 一時抹消登録を行う
1. 3 OSS申請後の状況確認手順（スマートフォン）
1. 4 委任状の作成手順（スマートフォン）
1. 5 添付書類のオンライン提出手順（スマートフォン）

1. 1 OSS申請(スマートフォン)について

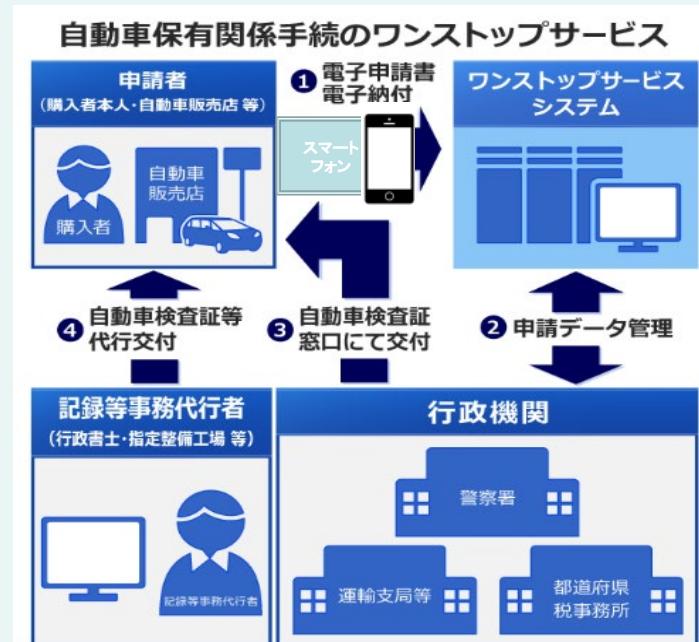
OSS申請(スマートフォン)について

■OSS申請とは

自動車を保有するためには多くの手続(検査登録、保管場所証明申請等)が必要となります。

これらの手続をインターネット上で、一括して行うことを可能としたのが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(以下、OSS)」です。

これまでパソコンからの申請に限られておりましたが、一部手続ではスマートフォンでも「車検証閲覧アプリ」によりOSS申請が可能となりました。



※申請はいつでも行うことができますが、送信された申請が各行政機関によって審査されるのは、月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始を除く)の各行政機関の窓口時間のみとなります。窓口時間以降に到達した申請は、翌開庁日以降の審査となります。

なお、メンテナンス等のために、サービスの運用の停止、休止、中断等を行うことがありますので、ご了承ください。
(メンテナンス等のお知らせはアプリのお知らせのページでご案内しております。)

1. 1 OSS申請(スマートフォン)について

OSS申請(スマートフォン)について

■利用環境等

ご利用するスマートフォンの動作環境は下記をご参照下さい。

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

閲覧アプリ概要の動作環境

OSS申請(スマートフォン)を行う上での前提条件等は下記をご参照下さい。

<https://www.denshishakensho->

[portal.mlit.go.jp/assets/files/Overview_and_Preparation_for_the_Vehicle_Inspection_App.pdf](https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/assets/files/Overview_and_Preparation_for_the_Vehicle_Inspection_App.pdf)

P.5~6(車検証閲覧アプリの概要と事前準備)

■OSS申請における電子車検証・マイナンバーカードについて

【電子車検証】(令和5年1月以降に発行された車検証)

電子車検証の情報を申請情報や委任状作成を行う際に取り込むことで

OSS申請時への入力の補助を行います。

【マイナンバーカード】

申請者である所有者本人のマイナンバーカードを用いて申請情報に電子署名を付与します。

マイナンバーカード内に保存されている基本4情報を利用し、住民票情報を取得できます。

1. 1 OSS申請(スマートフォン)について

OSS申請(スマートフォン)について

■ポータルサイト確認一覧

当資料で不明な用語等については、OSSポータルサイトのURLから、ご参照下さい。

用語等	OSSポータルサイトのURL
自動車保有関係手続(OSS)	https://www.oss.mlit.go.jp/portal/
変更登録	https://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/yougoshuu/index.html
一時抹消登録	
車検証情報読み込みファイル	
受任者情報ファイル・委任状作成に関する詳細	https://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/shinsei-nagare/shinsei/juninsha-ininjou/index.html?s=14
支払い情報の登録について	https://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/jizen-junbi/denshi-nouhu/index.html
「変更の原因を証する書面」の提出を省略できない場合について	https://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/faq/index.html
自動車保管場所証明が不要な一部の地域について	https://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/jouken/service-area/index.html
別送書類コードについて	

1. 2 OSS申請の登録手順(スマートフォン)

(ア)変更登録を行う

OSS申請（スマートフォン）の変更登録の概要を説明します。

変更登録のユースケースについては、下記をご参照下さい。

https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/assets/files/Overview_and_Preparation_for_the_Vehicle_Inspection_App.pdf

P.5 (車検証閲覧アプリの概要)

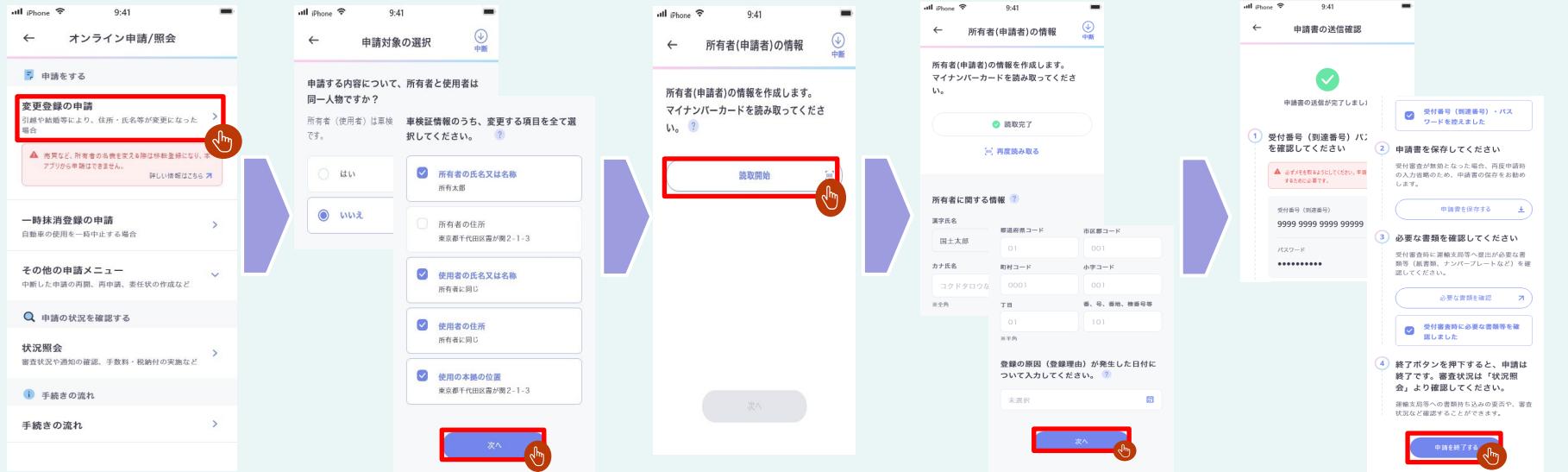
変更登録を行う際は電子車検証とマイナンバーカードを事前準備して下さい。※所有者と申請者が不同一の場合、委任状も必要になります。車検証閲覧アプリを開き、メニュー画面で「オンライン申請/照会」から変更登録の申請に進みます。

申請するにあたり、使用する自動車の内容や住所、保管場所（駐車場）、自動車税の申告、支払い方法などを入力して下さい。入力内容を確認後、送信を行うことで申請完了となります。

一連の画面操作については、「車検証閲覧アプリの使い方（スマートフォン）（OSS申請）（画面操作編）」をご確認下さい。

画面操作イメージ

※こちらは画面操作の一部抜粋になります



1. 2 OSS申請の登録手順(スマートフォン)

(イ)一時抹消登録を行う

OSS申請（スマートフォン）の一時抹消登録の概要を説明します。

一時抹消登録のユースケースについては、下記をご参照下さい。

https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/assets/files/Overview_and_Preparation_for_the_Vehicle_Inspection_App.pdf
P.5 (車検証閲覧アプリの概要)

一時抹消登録を行う際は電子車検証とマイナンバーカードを事前準備して下さい。

車検証閲覧アプリを開き、メニュー画面で「オンライン申請/照会」から一時抹消登録の申請に進みます。

申請するにあたり、一時抹消する自動車の登録や、自動車税の申告、支払い方法などを入力して下さい。

入力内容を確認後、送信を行うことで申請完了となります。

一連の画面操作については、「車検証閲覧アプリの使い方（スマートフォン）（OSS申請）（画面操作編）」をご確認下さい。

画面操作イメージ

※こちらは画面操作の一部抜粋になります



1. 3 OSS申請後の状況確認手順(スマートフォン)



OSS申請後の状況確認

OSS申請後の状況確認の概要を説明します。

OSS申請後の状況確認では、以下の確認方法があります。

- ・車検証閲覧アプリの照会画面から確認
 - ・プッシュ通知から確認
 - ・OSS申請時に登録したメールから確認

OSS申請時に発行された受付番号とパスワードを入力後、OSS申請の状況確認を行うことができます。

また、確認を行う照会画面から申請の取り下げや補正を行うこともできます。

※軽自動車及び二輪自動車は車検証閲覧アプリにおいて状況照会のサービス対象外です。

画面操作については、「車検証閲覧アプリの使い方（スマートフォン）（OSS申請）（画面操作編）」をご確認下さい。

画面操作イメージ



1. 4 委任状の作成手順(スマートフォン)

委任状作成について

変更登録（個別申請かつ所有者本人申請）の際に道路運送車両法第一二条第二項に該当する申請の場合で所有者と使用者が不同一の場合に、所有者（申請者）において必要となる使用者からの委任状を作成します。

■委任状の作成対象

- ・PC : マイナンバーカードや商業登記に基づく電子証明書を読み込んで作成する
- ・スマホ : 個人申請のみ対象となるため、マイナンバーカードのみを読み込み対象とする

※車検証閲覧アプリ（スマートフォン）にて作成した委任状は、
自動車保有関係手続（OSS）及び、
車検証閲覧アプリ（スマートフォン）による申請どちらでも取込可能となります。

■受任者情報ファイルの作成対象

委任状の作成対象と同様になります。

受任者とは委任者より申請を委任され（委任状を受け取って）、
申請を行う者のことです。

例えば、自動車購入者（委任者）が自動車販売店に申請を依頼した場合、
自動車販売店が受任者に該当します。

委任状を作成するためには受任者情報ファイルが必要となります。

受任者が受任者情報ファイルを作成したら、
委任者に渡して委任状の作成を依頼してください。



画面操作については、「車検証閲覧アプリの使い方（スマートフォン）（OSS申請）（画面操作編）」をご確認下さい。

1.5 添付書類のオンライン提出手順(スマートフォン)

添付書類のオンライン提出について

■添付書類登録サービスとは

添付書類登録サービスとは、OSS申請について申請の審査に必要な書類のデータ（画像やファイル）をオンラインで登録するためのサービスです。当サービスをご利用いただくことで、申請の審査時に書類を提出するために運輸支局等に出頭することが不要となります。ただし、申請の交付物等を受け取るために運輸支局等に出頭する際には、当サービスに登録した書類の原本を提出する必要があります。

■添付書類登録サービスを利用するためには

当サービスを利用するためには、OSS申請を行う際に、「添付書類登録サービスを利用する」を選択する必要があります。なお、車検証閲覧アプリ（スマートフォン）からOSS申請を行う際には、当サービスをご利用いただくことはできません。

■添付書類のオンライン提出について

添付書類のオンライン提出は、車検証閲覧アプリまたはOSS添付書類オンライン提出サイトから可能です。

OSS添付書類オンライン提出サイトより添付書類を提出する際には、同サイトで表示した二次元コードをスマートフォンのカメラアプリ等で読み取ることで車検証閲覧アプリが起動し、添付書類をアップロードすることができます。

画面操作については、「車検証閲覧アプリの使い方（スマートフォン）（OSS申請）（画面操作編）」をご確認下さい。

車検証閲覧アプリから添付書類をオンライン提出する場合

画面操作イメージ



OSS添付書類オンライン提出サイトで表示する二次元コードから閲覧アプリを介して添付書類をアップロードする場合

画面操作イメージ



※添付書類は、一括でアップロードすることも可能です